

入札及び契約心得

陸上自衛隊久里浜駐屯地

通信学校会計課

(平成26年10月20日改正)

目 次

- 1 目的
- 2 資格審査
- 3 一般競争契約手続
- 4 指名競争契約手続
- 5 随意契約手続
- 6 公募手続
- 7 契約の締結
- 8 契約の履行
- 9 契約の事故
- 10 支払
- 11 入札談合防止
- 12 暴力団排除
- 13 制度調査及び輸入調達調査並びにコンプライアンス要求事項
- 14 指名停止等に関する基本的事項
- 15 消費税額の端数に関する計算について

別紙様式等

- | | |
|---------|-----------------|
| 別紙様式第 1 | 「同等品申請書」 |
| 様式第 2 | 「参加表明書」 |
| 様式第 3 | 「変更届」 |
| 様式第 4 | 「役務・修理完了届」 |
| 様式第 5 | 「契約履行延期（解除）申請書」 |
| 様式第 6 | 「銀行振込依頼書」 |

第7 「暴力団排除に関する誓約事項」

第8 「制度調査及び輸入調達調査並びにコンプライアンス要求事項」

1 目的

この心得は、陸上自衛隊久里浜駐屯地の契約担当官（通信学校会計課長）と契約を希望する方が入札参加及び契約の締結・履行に当たって承知しておくことが必要な事項について説明し、契約事務処理の適正・円滑な実施を図るために定めたものです。

2 資格審査

(1) 競争契約の相手方となる資格

ア 物品の製造・物品の販売・役務の提供等・物品の買受けの競争入札参加資格

競争入札に参加するためには、「一般競争（指名競争）参加資格申請書（物品製造等）」により申請をして、資格を取得する必要があります。

申請の方法には次の2とおりがあります。

(ア) インターネットによる申請

<http://www.chotatsujoho.go.jp/VA/com/ShikakuTop.html> の統一資格審査受付のホームページより申請

(イ) 申請書類の会計機関への提出

申請書類は、公示される受付期間内に「一般競争（指名競争）参加資格申請書（物品製造等）」を最寄りの会計機関に提出して申請することができます。

なお、公示される受付期間が過ぎても申請することができます。

イ 工事の競争入札参加資格

競争入札に参加するためには、「一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）」により申請をして、資格を取得する必要があります。

資格審査は、装備施設本部で実施しているので、そちらにお問い合わせください。

<http://www.epco.mod.go.jp>

ウ 糧食品販売業者の資格

(ア) 食品衛生法施行令第5条の各号に掲げる業者の方は、「一般競争（指名競争）参加資格（物品製造等）」のほか、食品衛生法第21条に規定する保健所長の営業許可証明書の交付を受けている必要があります。

(イ) (ア) 以外の糧食品の業種で、都道府県条例で営業の許可又は届出をするよう規定されているものにあつては、保健所長の営業許可又は届出の証明書の交付を受けている必要があります。

(2) 申請要領

物品の製造・物品の販売・役務の提供等・物品の買受けの競争入札参加申請書の記載要領、添付書類については、<http://www.chotatsujoho.go.jp/VA/com/ShikakuTop.html> の統一資格審査受付のホームページをご参照ください。

なお、久里浜駐屯地で申請する場合は、会計課契約班で受け付けます。その際、事前に連絡のうえ、書類の記入誤り、添付書類もれがないようにご提出ください。

通信学校総務部会計課契約班の連絡先：046-841-3300（代表） 内線 219・229

(3) 資格審査の結果通知

資格審査の結果、有資格者と認められた申請者は、有資格者名簿に記載され、格付と資格の有効期間の記載された「資格審査結果通知書」が送付されます。

(4) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格決定通知書に記載された期間です。

(5) 資格の変更

「資格審査結果通知書」の送付を受けたのち、申請書の記載内容に変更があったときは、その都度速やかに「競争参加資格審査申請書変更届」を申請先へご提出ください。

(6) 資格の取消

資格の有効期間であっても、次のような方は資格を取り消されることがあります。

ア 次のいずれかに該当すると認められた場合

- (ア) 競争に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (イ) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (ウ) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律を直接又は間接に構成する組合又は事業者であって組合が受注を希望する品目に係る事業と同一の事業を行っている者が前の(ア)又は(イ)の規定に該当する場合の当該組合

イ 次のいずれかに該当し、有資格者とするのが適当でないと認められた場合

- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を受けるために連合したとき。
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (カ) 前(ア)～(オ)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(7) 有資格者の入札参加資格

競争参加資格を保有していても、次の条件に該当している必要があります。

ア 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

イ アにより現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

エ イの「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

- (ア) 資本関係がある場合

次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a については子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、b について子会社の一方が会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する更正手続（以下「更正手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a については、更正会社又は更正手続存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(ア)又は(イ)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 一般競争契約手続

(1) 公告

一般競争を実施する場合は、入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前までに会計課事務室前の掲示板に掲示するほか、下記のホームページへ掲載します。ただし、急を要する場合は、掲示等期間を 5 日前までに短縮することがあります。競争参加資格の業種・格付その他参加資格を示していますので、ご確認のうえ入札にご参加ください。

<http://www.mod.go.jp/gsd/sigsch/index.html>

(2) 入札説明会

入札説明会は、公告で示した仕様・規格等の内容を補足して説明が必要なときに実施します。入札説明会を実施する場合は、公告に実施日時・場所を記載します。

(3) 入札保証金

入札保証金の納付をいただく場合は、公告をもって示します。入札金額に消費税相当分を加算した額の 100 分の 5 以上の入札保証金をあらかじめ示した日時までに通信学校総務部会計課会計班に納付していただくこととなります。保証金は原則として現金としますが、現金以外の場合は事前に調整してください。

なお、落札者が契約を結ばないときは、納付された落札者の保証金は国庫に帰属します。保証金の返却時期及びお受け取り要領については、保証金納付時にお知らせします。

(4) 同等品承認申請

公告で同等品による入札を認めている場合で同等品による入札を希望する方は、当該品目

が同等品であることを判定するために必要なカタログ、品質証明書等を「同等品申請書」(別紙様式第1)に添付し、公告で示した期日までに申請して承認を受けてください。

(5) 市場価格調査への協力依頼

入札に参加される方は、契約事務担当者から市場価格調査の提出依頼を受けた場合は指定期日までの提出に協力していただくようお願いいたします。

(6) 入札

ア 入札日時・場所

公告で示した入札日時・場所で行われるので、時間を厳守してください。
時間に遅れた場合、原則として入札に参加できません。

イ 郵便入札等

郵便入札を認める場合は、公告で示します。この場合、公告で示した期日までに送付された郵便及び会計課契約班で受理した初度分の入札のみ有効とします。

ウ 事前提出書類

(ア) 競争参加資格決定通知書の写し

公告で示した資格に格付された資格の有効期間内である競争参加資格決定通知書の写しを入札執行前までにご提出ください。なお、以前の入札等で既に提出済みであり契約担当官がこれを確認しており提出を求めない場合は、提出を要しません。

(イ) 委任状

代表者でない方が入札する場合は、委任状をご提出ください。以前の入札等で提出済みの委任状が当該入札においても適用できる場合は、入札事務が遅滞しないよう事前に申し出てください。

エ 入札者

入札に関係のない者の入札執行場所への入札は原則として認めません。

オ 入札書

(ア) 入札金額に消費税相当分を含めるか否かは公告で示します。

(イ) 入札金額はその内訳に誤りがあっても有効となります。品名、規格、数量、単位に誤りがないことを確認してください。

(7) 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

ア 入札が民法の規定により無効とされるもの(公序良俗に反するものなど)

イ 有資格者でない者の行った入札

ウ 入札書に記名押印のないもの、又は品名、数量、金額等が不明の場合若しくは入札書に記載した金額が訂正されているもの

エ 入札書の金額数字が不鮮明なもの

オ 他の入札者の代理人を兼ねた者の行った入札

カ 二人以上の入札者の代理をした者の行った入札

キ 委任状のない代理人の行った入札

(8) 開札

入札後、直ちに入札場所において開札します。入札金額が予定価格の制限に達しない場合は最低入札価格(売払い入札の場合は最高入札価格)を発表し、再度入札を実施します。

原則、入札は2回までとします。

(9) 落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲で最低（売払い入札の場合は最高）の金額で入札した者を落札者とします。落札金額の同価の者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。落札結果の発表は落札者、落札金額のみとします。

(10) 落札者がいない場合

競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札を実施しても落札者がいないときは、再度公告による一般競争契約若しくは随意契約へ移行します。

(11) 落札者が契約を結ばない場合

落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約を実施します。

契約を結ばなかった落札者には落札金額に消費税相当額を加算した額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

(12) 最低価格入札者を落札者としめない場合

予定価格が一千万円を超える工事又は製造請負契約において、次のいずれかに該当するときは最低価格の入札者を落札者としめないことがあります。

ア 予定価格に比して入札金額が著しく低く、契約内容に適合した履行がされないこととなるおそれが認められる場合

イ 最低価格の入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められる場合

4 指名競争契約手続

(1) 指名競争入札は、競争参加資格を有する方々から指名し、「入札通知書」により入札への参加をお願いして入札を執行するものです。入札手続については、一般競争の契約手続と同様です。

(2) 公募（「6 公募手続」参照してください。）の結果、複数の申し込みがあり、審査の結果、資格要件を満たす者が二人以上ある場合、指名競争入札を実施します。

(3) 指名競争入札の指名を辞退する場合は、会計課契約班までご連絡ください。

5 随意契約手続

(1) 見積依頼書

随意契約を実施する場合は、任意の業者の方々若しくは特定の業者の方（競争性のない物品・役務等を取り扱う業者の方）に対して「見積依頼書」をFAX等により通知しますので、見積書のご提出をお願いします。

(2) 同等品承認申請

見積依頼書で同等品による見積を認めている場合で同等品による見積を希望する方は、当該品目が同等品であることを判定するために必要なカタログ、品質証明書等を「同等品申請書」（別紙様式第1）に添付し、見積依頼書で示した期日までに申請して承認を受けてください。

(3) 市場価格調査への協力依頼

見積依頼をお願いされた方は、契約事務担当者から市場価格調査の提出依頼を受けた場合

は指定期日までの提出に協力していただくようにお願いします。

(4) 見積書の提出

見積依頼書で示した提出期限までに見積書をご提出ください。FAXによる見積の提出を認めています。ただし、見積決定をした業者の方は見積書の原本を提出していただきます。

なお、見積提出期限を過ぎて提出された見積書は無効となりますので、期限にご注意ください。

(5) 見積合わせ

予定価格の制限の範囲で最低（売払い契約の場合は最高）の見積金額の方の見積をもって決定します。

(6) 1社随意契約の協力

調達品の特殊性から1社随意契約を締結する場合、予定価格算定のため、見積資料及びその算定根拠資料の提出をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

6 公募手続

公募とは、調達に当たり必要な設備又は技術を有する参加希望業者をホームページ等により公示して募り、これを審査して指名競争入札又は随意契約に付す業者を選定することです。

公募の結果、要件を満たす者が複数ある場合は指名競争入札を、1者の場合は随意契約を実施します。

(1) 公示

公募する調達の概要、応募者の資格に関する事項、公募の申込手続、公募期間等について少なくとも一般競争入札の公告に準じた期間、ホームページ及び会計課掲示板で公示します。

(2) 説明会

公示した内容を補足する必要がある場合に説明会を実施します。

(3) 参加の申し込み

「参加表明書」（別紙様式第2）を公示で示した期限までに提出してください。公示に資格審査等に必要な書類の提出が示されている場合は、併せて審査資料をご提出ください。

(4) 参加資格等の審査

提出していただいた審査資料が資格条件に適合するか否かを審査します。当該資料に故意に虚偽の記載があると認められた場合は、審査不合格とします。

提出資料の細部確認、追加資料の提出依頼の協力を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

(5) 審査結果の通知

審査の結果の合否について、審査終了後速やかに参加申込者に対して書面により通知します。

(6) 疑義の申し立て

審議結果に疑義がある場合は、審査結果不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面により、疑義を申し立てることができます。疑義の申し立てがあった場合、速やかに書面で回答します。

(7) 特定の随意契約における常続的公示

次の特定の随意契約に該当する契約がある場合は、該当する契約を常続的に公示します。

これは、当該契約の要件を備える特定の契約相手方と随意契約を予定しているものの、新たに契約を希望し契約の要件を備える者がある場合に競争契約に付そうとするものです。

新規に契約参入を希望する方は、公示に新規参入の申し込みに必要となる要件を示しますので、「参加表明書」（別紙様式第2）と併せて公示に示す要件を証明する書類を添えて申し込みをするようにしてください。

ア 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達

イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの

ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある者が一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達

エ 企業が試作請負業務（研究試作を除く。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの

オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれのあるもの

7 契約の締結

(1) 契約の成立

契約の申込みがあり、これを承諾したときに契約が成立します。契約書を作成する場合にあっては、契約書に契約担当官及び契約相手方双方が記名押印したときに契約が完全に成立したことになります。

(2) 契約条項の適用

契約に当たっては、契約（請）書作成の有無にかかわらず、久里浜駐屯地所定の「標準契約（請）書」の各条項が適用されます。なお、「標準契約（請）書」は会計課契約班で閲覧することができます。

(3) 契約書等の作成

ア 契約書等は久里浜駐屯地所定の「標準契約（請）書」に基づいて作成します。

イ 契約書は契約金額が150万円を超えるもの及び契約担当官が必要と認めたものについて作成します。請書は契約金額が50万円を超えるものについて作成します。

ウ 契約書は契約当事者分の部数（通常、甲・乙分の2部）を作成します。請書は契約担当官提出分の1部のみの作成となります。

エ 工事・役務等契約に係る収入印紙は契約相手方の費用負担で契約担当官提出分の契約書のみ貼付し、消印を押印ください。印紙税額等不明な点はお問い合わせください。

(4) 契約の変更

契約締結後、契約内容の変更が生じた場合、契約条項に基づき契約担当官及び契約相手方双方の協議により契約の変更手続を行います。契約書を作成した場合には、変更契約書を作成します。

(5) 契約内容の変更を必要としない事項に関する届出

契約締結から支払までの期間中又は委任状の委任期間中に会社名、代表者、会社所在地、代表者印等の変更がありましたら、「変更届」（別紙様式第3）を速やかにご提出ください。

8 契約の履行

(1) 物品納入

物品の納入は、約定した納期までに示された納入場所に納入してください。特に指定のない限り新品による納入とします。納入の際には、「納品書・（受領）検査調書」3部を併せてご提出ください。

(2) 糧食品納入

糧食品の納入は、久里浜駐屯地所定の「糧食品調達規格書」に定められた日時までに衛生課の食品衛生検査及び管理課給食班の受領検査後に給食班検収所に納入してください。納入の際には、「納品書・（受領）検査調書」3部を併せてご提出ください。

(3) 役務等の履行

役務及び修理は、仕様書及び契約書等に基づき履行し、履行が完了したときは、久里浜駐屯地所定の「役務・修理完了届」2部（別紙様式第4）を検査官にご提出ください。

工事は、「着工届」（1部）を提出して工事を開始し、仕様書及び契約書等に基づき履行し工事が完了したときは「竣工届」（1部）を監督官又は検査官にご提出ください。

(4) 検査及び監督

ア 検査

(ア) 受領検査

納入物品が契約内容に適合しているかを確認する検査で、検査官が納入物品の規格・数量・性能・品質・毀損の有無を検査します。

(イ) 食品衛生検査

納入した糧食品について、久里浜駐屯地所定の「糧食品調達規格書」に定めた検体を提出いただく等して、食品衛生の見地から糧食品の品質について検査します。

(ウ) 役務完了検査

役務が仕様書・契約書等に基づき適正に履行されたかを確認する検査です。

(エ) 竣工検査

工事が仕様書・契約書等に基づき適正に履行されたかを確認する検査です。

イ 監督

(ア) 工程監督

工事や役務が定められた期日までに完了できるように作業工程の進捗状況を監督するとともに、結節時の作業内容の確認を行います。

(イ) 材料等監督

工事で使用する材料等の規格・数量等の確認を行います。

(ウ) 官給品監督

官側が工事等に使用するため契約相手方に供与した官給品が当該工事等の目的のために適正に使用されているか確認を行います。

9 契約の事故

(1) 不合格品

検査の結果、不合格と判定された物品等は、速やかに良品と引き換え又は修理等を実施して、再検査を受けてください。検査不合格に伴い発生する引き取り等その他の費用は契約相手方の負担となります。

(2) 履行遅延

やむを得ない事情により期日までに納品等を完了できない場合又は見込まれる場合は、速やかに「契約履行延期（解除）申請書」（別紙様式第5）を提出し、契約担当官に承認を受けてください。遅延理由により、有償又は無償の判定をして通知します。

有償の場合は、遅延部分1日につき契約金額1000分の1の額に遅延日数を乗じた額を徴収します。指定した期日までに納付がない場合、遅滞金（年5%）が発生するので、期日までに納付ください。

(3) 瑕疵

納品等時に検査合格であっても、契約条項で定める瑕疵担保期間中に瑕疵が見つかった場合、納入物品の良品への交換又は修補等にに応じていただくことになります。

(4) 契約解除

契約締結後、やむを得ない事情により契約担当官又は契約相手方からの申し出により契約の全部又は一部を解除せざるを得ない場合があります。解除理由に応じて無償又は有償の契約解除となります。

ア 契約担当官からの契約解除

契約担当官は、自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができます。契約相手方は契約条項に基づいて契約解除による損害の賠償を請求することができます。

また、次のような場合も契約解除できることになっています。

(ア) 契約相手方が契約解除を申し出たとき。

(イ) 契約相手方が契約の履行を行わないとき。

(ウ) 検査に際して、契約相手方又はその代理人がその職務を妨げ、又は詐欺不正の行為を行ったとき。

(エ) その他、契約条項に違反したとき。

イ 契約相手方からの契約解除

契約相手方は、天災地変その他やむを得ない事情及び自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができます。その際、速やかに「契約履行延期（解除）申請書」（別紙様式第5）をご提出ください。

ウ 無償の契約解除

天災地変その他契約相手方の責に帰しがたい理由による場合は、無償で契約を解除することができます。その際、契約事務担当者からその理由を証明する資料等を求めることがあります。

エ 有償の契約解除

無償の契約解除によらない場合は、有償の契約解除となります。契約の契約解除部分に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。契約解除に伴う官側の損害賠償額が違約金の額を超える場合は、その超える金額を損害賠償額として請求することがあります。指定した期日までに違約金の納付がない場合は、遅滞金(年5%)が発生するので、期日までに納付するようにしてください。

10 支払

(1) 請求書の提出

請求書は正副2部を「資金前渡官吏陸上自衛隊通信学校会計課長」をあて先としてご提出ください。

(2) 振込先の通知

新規に契約相手方となった方、振込先が変更となった方は請求と併せて振込先を「銀行振込依頼書」(別紙様式第6)又はその他任意の様式により書面で契約事務担当者に通知してください。

11 入札談合防止への協力

入札談合情報がある場合は、情報の提供をお願いします。また、談合情報に関する調査等への協力を要請することがあります。

12 暴力団排除

(1) 暴力団排除に関する誓約

入札等に参加される方には「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙第7)の内容を誓約していただきます。誓約を拒否した場合は、入札に参加できません。また、随意契約の契約相手方になることはできません。

(2) 入札書等への記載事項

入札書又は見積書余白に「暴力団排除に関する誓約事項に定める事項について誓約する。」又は「入札及び契約心得の内容を承諾し入札(見積)する。」と記載することにより、暴力団排除に関して誓約していただいたものとします。

(3) 誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

当該入札を無効とし、又は随意契約を行わないものとします。

13 制度調査及び輸入調達調査並びにコンプライアンス要求事項

原価計算方式(計算価格を構成する要素について企業会計原則等を援用して計算価格を計算する方式をいう。)によって予定価格を算定している場合の契約及び輸入品に関する契約を締結する場合の契約相手方は、「制度調査及び輸入調達調査並びにコンプライアンス要求事項」(別紙第8)をご承知おきください。

14 指名停止等に関する基本的事項

入札参加資格について、以下の事項を定める。当契約担当官が実施する競争入札以外の契約

に参加する際も同様とする。

- (1) 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (4) 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

15 消費税額の端数に関する計算について

- (1) 契約金額等に一円未満の端数については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律に基づき切り捨てる。
- (2) 単価契約の確定金額の計算方法について、請求書毎に単価に数量を乗じた額の合計額に消費税額を加える。消費税額は合計額に消費税率を乗じた額、一円未満の端数については切り捨てる。

平成 年 月 日

同等品申請書

契約担当官陸上自衛隊通信学校
会計課長 殿

申請者
住 所
会 社 名
代表者名印

下記の応札(見積)予定物品について、調達予定物品の同等品として承認されたく申請します。

記

調達要求 番 号	調達予定物品		同等申請物品	
	品 名	規 格 等	品 名	規格・カタログ名等

添付書類：

上記調達予定物品の同等品申請について、次のとおり回答する。

承認する。

同等品として

承認しない。

承認しない理由：

平成 年 月 日

回答者（要求元）
部 隊 等 名
役 職 ・ 氏 名

参加表明書

(件名)

標記件名の契約に関して関心がありますので、参加を表明します。
なお、別添のとおり関係資料を添付します。

契約担当官陸上自衛隊通信学校
会計課長 殿

平成 年 月 日

住 所
電話番号
提出者名 (商号等) (会社名等)
代 表 者 (役職名) (氏 名) 印

平成 年 月 日

変 更 届

契約担当官陸上自衛隊通信学校
会計課長 殿住 所
会 社 名
代表者名

下記のとおり変更したので、お届けします。

記

変更事項 (該当するものに○)		社名・代表者名・住所・使用印鑑・その他 ()
変更内容	新	
	旧	
変更年月日	平成 年 月 日から	

役務・修理完了届

契約担当官陸上自衛隊通信学校
会計課長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

次のとおり役務・修理が完了したのでお届けします。

契 約 年 月 日 平成 年 月 日
契 約 行 為 番 号 第 号
契 約 金 額 ¥
役務・修理完了年月日 平成 年 月 日

品 名	規 格	数 量	単 位	金 額

役務・修理完了調書

完了確認年月日 平成 年 月 日

上記の役務・修理が完了したことを確認する。

検査官氏名

契約担当官陸上自衛隊通信学校
会計課長 殿

契約履行延期（解除）申請書							
						平成 年 月 日	
契約担当官陸上自衛隊通信学校							
会計課長 殿							
住所							
会社名							
代表者名							
下記契約の履行延期（解除）を申請いたします。							
契約年月日	契約番号	品名	単位	数量	単価	金額	
契約納期			申請納期				
申請理由							
要求元との調整			判定理由		判定根拠		
意見							
<p>上記申請を承認する（しない）。 ただし有償（無償）とする。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 契約担当官陸上自衛隊通信学校 殿 会計課長</p>							
<p style="text-align: center;">遅滞金（違約金）徴収判定書</p> <p>下記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 契約担当官陸上自衛隊通信学校 殿 会計課長</p>							
金額							
遅滞金	納入年月日	有償延期期間	日数	該当金額	遅滞料率	1日当り遅滞料	遅滞料金
違約金	違約該当金額				違約金率	違約金	

平成 年 月 日

銀行振込依頼書

資金前渡官吏陸上自衛隊通信学校
会計課長 殿住 所
会 社 名
代表者名

下記のとおり、銀行振込を依頼します。

記

- 振込依頼内容
陸上自衛隊通信学校契約担当官との契約に係る代金の振込
- 振込先口座

銀 行 名	口 座 種 別 (該当するものに○)
銀行 店 金庫	普 通 ・ 当 座
口 座 名 義	口 座 番 号
(カタカナ)	
摘 要	

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）が、暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

制度調査及び輸入調達調査並びにコンプライアンス要求事項

1 制度調査及び輸入調達調査に係る事項

(1) 制度調査及び輸入調達調査の受入れ

ア 契約の相手方は、防衛省（当該相手方と契約を締結している各契約担当官等及び当該契約担当官を代行して制度調査を行う装備施設本部長をいう。以下同じ。）が行う制度調査（原価計算方式で予定価格を算定して契約を締結している契約の相手方の原価計算システムの適正性を確認するための調査であって、会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類（以下「原価元帳等」という。）への集計システムの適正性、貸借対照表及び損益計算書の内訳と原価元帳等の数値の整合性その他これに類する必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。）又は輸入調達調査（輸入品等（防衛省が直接又は輸入業者を通じて外国から調達する装備品等（防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 4 条第 13 号に規定する装備品等をいう。以下同じ。）及び役務（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により調達する装備品等及び役務を除く。）をいう。以下同じ。）に関する契約を締結している契約の相手方の経理会計システム等の適正性を確認するための調査であって、経理会計システム上の記録と契約の相手方が提出し、又は提示した請求書等との整合性及び当該請求書等に関連する書類の必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。）について、防衛省から受入れの要請があった場合には、これを受入れるものとする。

イ 制度調査又は輸入調達調査は、年度の計画に基づき、日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を防衛省から契約の相手方に十分な猶予をもって通知して行う定期調査及び当該計画外で行う臨時調査により実施する。制度調査での臨時調査にあつては、必要な事項の通知を当該臨時調査の開始時に行うものとする。

ウ 原価計算方式で予定価格を算定している契約を締結している契約の相手方は、制度調査の定期調査及び臨時調査の実施期間中、防衛省が行うフロアチェック（作業現場（契約の相手方の製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。）において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容と契約の相手方の作業指示書、帳票類等を突合して行う確認作業をいう。）を受け入れるものとする。フロアチェックは、実施日、調査対象者、質問事項その他調査を実施する上で必要な事項を当該相手方とあらかじめ調整することなく、抜き打ちで実施する。

(2) 資料の提出又は提示について

契約の相手方は、契約担当官等に資料を提出又は提示する場合には、虚偽の資料を提出又は提示してはならない。

(3) 輸入品等に関する契約に係る価格等証明資料について

ア 輸入品等に関する契約において、価格等証明資料とは、見積資料（いわゆるクォーテーション。以下同じ。）の原本、品質証明書の原本及び送り状（いわゆるインボイス。以下

同じ。)の原本をいう。

- イ 輸入品等に関する役務請負契約において、価格等証明資料は、外国役務業者が発行したものに限る。
- ウ 輸入品等に関する役務請負契約以外の契約において、価格等証明資料は、外国製造業者が発行したものを原則とする。ただし、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しない場合は、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないことの理由書及び契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとする。
- エ 輸入品等に関する役務請負契約以外の契約において、調達物品が流通業者所有中古品（サープラスユーズド）の場合で、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在せず、かつ、契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明できないときは、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないこと及び契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を外国製造業者が証明できないことの理由書並びに契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を他の手段により証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとする。この場合において、流通業者が価格等証明資料の内容の妥当性を証明した資料のみをもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えることは認めないものとする。
- オ 輸入品等に関する契約の相手方は、契約担当官等に対し、価格等証明資料のうち見積資料の原本又はその代替資料（ウ又はエの規定に基づき見積資料に代えて提出する資料をいう。）を契約締結時に、品質証明書及び送り状の原本又はその代替資料（ウ又はエの規定に基づき品質証明書又は送り状に代えて提出する資料をいう。）を入手後、速やかに提出しなければならない。
- カ 輸入品等に関する契約の相手方は、価格等証明資料の発行者から、当該価格等証明資料を契約担当官等に提出することについて、あらかじめ了承を得るものとする。
- キ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により取得した装備品等に関し、輸入業者を相手方として外国での役務請負に係る契約を締結する場合には、ア、イ、オ及びカの規定を準用する。

2 コンプライアンス要求に係る事項

(1) コンプライアンス要求事項の確認

原価計算方式で予定価格を算定している契約を締結している契約の相手方は、社内不正防止及び法令遵守に関する体制の一環として社内規則類において次に掲げる事項（以下「コンプライアンス要求事項」という。）を規定するとともに、これらが適切に達成されていることを証明するため、契約の締結に際して契約担当官等からの求めに応じ、法令遵守に関する社内規則類と併せて付紙様式のコンプライアンス要求事項確認書を提出しなければならない。ただし、同一年度において、当該相手方が同一の契約担当官等に当該確認書を提出している場合は、この限りではない。

ア 防衛省との契約に関し、一度計上した工数や直接費（原価のうち、製品の生産に関して発生することが直接に確認され、それに伴い直接に計算することが適当と認められる費用をいう。）を修正する場合には、変更の内容及び理由を明らかにした書面により上位者の

承認を受ける等の適切な手続きをとること。

イ アの書面が少なくとも契約の履行完了後5年間以上保存され、防衛省による制度調査や原価監査に際して確認できる体制としていること。

ウ 不正行為等を察知した場合の防衛省への公益通報を含む通報窓口及び通報手続を防衛関連事業に従事する全職員に適切に周知すること。

エ 防衛関連事業に従事する全職員を対象とした原価計上等に関するコンプライアンス教育を実施すること。

オ 本社の内部統制部門により、防衛関連部門に対し、適切な周期で定期的に内部監査を実施すること。

- (2) 契約の相手方は、社内規則類がコンプライアンス要求事項を満たさない場合には、コンプライアンス要求事項確認書の提出日から3か月以内に、当該コンプライアンス要求事項を満たすための社内規則類の改正又は新たな社内規則類の制定を行わなければならない。
- (3) 常続的に契約を締結している契約の相手方に対しては、契約の締結に先立って年度当初にコンプライアンス要求事項確認書の提出を求める場合がある。
- (4) 防衛省は、コンプライアンス要求事項の実施状況を制度調査において確認する。この際、契約の相手方の本社コンプライアンス部門は、防衛省の行う確認に協力しなければならない。
- (5) 契約担当官等は、契約の相手方が次のいずれかに該当する場合には、当該相手方の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項の達成のための是正措置を求めることがある。

ア コンプライアンス要求事項の全てを満たす社内規則類の改正又は新たな社内規則類の制定の措置がとられない場合

イ コンプライアンス要求事項の実質的な実施が、防衛省が行う制度調査において確認できない場合

3 制度調査等の受入れを拒否した場合等の措置

契約担当官等は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該相手方は防衛省として原価計算システム又は経理会計システムの適正性を確認できない状態にある者として、その後の契約の相手方としないことがある。

- (1) 制度調査若しくは輸入調達調査の受入れを拒否し、又は調査に必要な協力を行わない場合
- (2) コンプライアンス要求事項確認書の提出を拒否した場合
- (3) 契約の相手方の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項の達成のための是正措置を求めたにもかかわらず、具体的な改善が見られない場合

コンプライアンス要求事項確認書

契約担当官等 殿

所在地

会社名

代表者名

印

入札及び契約心得において規定されているコンプライアンス要求事項について、当社の社内規則類の現状は次のとおりです。コンプライアンス要求事項を満たさない項目については、この確認書の提出から3か月以内に、社内規則類を改正する又は新たな社内規則類を制定する措置をとることとします。

項目	コンプライアンス要求事項	はい/いいえ (該当するものに○)	社内規則類において該当する箇所
ア	防衛省との契約に関し、一度計上した工数や直接費（原価のうち、製品の生産に関して発生することが直接に確認され、それに伴い直接に計算することが適当と認められる費用をいう。）を修正する場合には、変更の内容及び理由を明らかにした書面により上位者の承認を受ける等の適切な手続きをとることとしているか。	はい/いいえ	
イ	アの書面が少なくとも契約の履行完了後5年間以上保存され、防衛省による制度調査や原価監査に際して確認できる体制としているか。	はい/いいえ	
ウ	不正行為等を察知した場合の防衛省への公益通報を含む通報窓口及び通報手続を防衛関連事業に従事する全職員に適切に周知することとしているか。	はい/いいえ	
エ	防衛関連事業に従事する全職員を対象とした原価計上等に関するコンプライアンス教育を実施することとしているか。	はい/いいえ	
オ	本社の内部統制部門により、防衛関連部門に対し、適切な周期で定期的に内部監査を実施することとしているか。	はい/いいえ	

添付書類：法令遵守に関する社内規則類（実際の文書名で記載）

上記の件を確認しました。

コンプライアンス担当

印